

○海部地区急病診療所組合臨時職員規程

(昭和62年2月27日)
訓令第3号

改正	平成10年5月1日	訓令第1号	平成21年9月7日	訓令第1号
	平成15年2月24日	訓令第1号	平成27年3月23日	訓令第1号
	平成16年11月1日	訓令第1号	平成27年12月21日	訓令第2号
	平成20年2月8日	訓令第1号		

(目的)

第1条 この規程は、海部地区急病診療所に臨時に雇用される職員（以下「臨時職員」という。）の雇用、給与その他の勤務条件等に関する事項を定めることを目的とする。

(範囲)

第1条の2 臨時職員とは、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 臨時の補助的な業務に従事し、日々雇用する者で、同一人を継続して雇用する必要がなく、日々交替があっても業務の遂行に支障がないと認められる職に雇用する者
- (2) 歳出予算科目の節の「賃金」で雇用する者

(身分)

第1条の3 臨時職員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(雇用)

第1条の4 臨時職員の雇用は、海部地区急病診療所組合管理者（以下「管理者」という。）が行う。

- 2 臨時職員の雇用期間は、1日とする。ただし、引き続き雇用する場合は、雇用期間が6ヶ月を超えない範囲以内において予定雇用期間を明示するものとし、管理者が別段の措置をしない限り、その期間内の雇用は、日々更新されるものとする。

(遵守義務)

第2条 臨時職員は、この規程及び関係法令を守り、海部地区急病診療所組合事務局長（以下「局長」という。）の指示に従い職場秩序を維持し、互いに協力してその職責を遂行しなければならない。

(採用)

第3条 局長は、臨時職員を採用するときは、所定の手続を得て、雇用通知書（別記様式1）を本人に交付しなければならない。予定雇用期間が満了し、引き続き雇用する場合も同様とする。

(採用時の提出書類)

第4条 新たに臨時職員に採用される者は、局長の指定する日までに、次の書類を提出しなければならない

- (1) 履歴書
- (2) その他局長が必要と認めた書類

(届出)

第4条の2 臨時職員は、履歴書の記載事項に異動を生じたときは、速やかに局長に届け出るものとする。

(退職)

第5条 臨時職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 雇用期間が満了したとき。
- (2) 退職を願い出て、承認されたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 勤務実績がよくないとき。
- (5) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
(退職の手続)

第6条 臨時職員が、雇用期間中に退職しようとするときは、少なくとも2週間前までに退職願を局長に提出し、退職の日まで従前の勤務を継続しなければならない。

(解雇)

第7条 局長は、臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、雇用期間中といえども解雇することができる。

- (1) 勤務態度が不良で、改善の見込みがないと認めたとき。
- (2) 業務の縮小その他業務上やむをえない理由があるとき。

2 臨時職員の解雇制限及び解雇の予告については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定が準用されるものとする。

(勤務日)

第8条 臨時職員は、次の各号に掲げる日のうち、別に定める勤務予定表により指定された日に勤務するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 1月2日、1月3日及び12月30日、12月31日
- (5) 月曜日から金曜日までで、前各号を除く日
- (6) その他、局長が必要と認めて勤務を命ずる日

(勤務時間等)

第9条 前条各号に掲げる日に勤務する臨時職員については、毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制を採用して、1か月を平均し1週間40時間以内とする。始業・終業の時刻及び休憩時間は、次表のとおりとし、具体的な勤務については、当該勤務月の開始前に示す月単位の勤務表によることとする。

ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

区 分	勤 務 日	始業時間	終業時間	休憩時間
看 護 師	日 曜 日 祝 日 年 末 年 始	8時45分	21時00分	120分
	土 曜 日	17時30分	21時00分	—
	上記以外の月曜日から 金曜日まで	20時15分	23時30分	—

歯科衛生士	日 曜 日 祝 日 年 末 年 始	8 時45分	17時00分	60分
事 務 員	日 曜 日 祝 日 年 末 年 始	8 時45分	21時00分	120分
	土 曜 日	17時45分	21時00分	—
	上記以外の月曜日 金曜日まで	20時15分	23時30分	—

2 局長は、事務員のうちから別に指定する者にあつては、一日の勤務時間を6時間以内とし、午前8時30分から午後9時00分までの間に、勤務させることができるものとする。

(休憩時間)

第10条 臨時職員の休憩時間は、業務の都合による場合には、交替とすることができる。

(休暇)

第10条の2 臨時職員の休暇は、労働基準法の定めるところによる。

(時間外勤務)

第11条 局長は、業務の都合により必要があるときは、第9条の規定にかかわらず勤務時間を延長して勤務させることができる。

(服務心得)

第12条 臨時職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 上司の指示に従い、勤務すること。
- (2) 私語を慎み、来所者には親切丁寧に接すること。
- (3) 設備の保全に留意し、物品の愛護と節約に努めること。
- (4) 診療所内外の清潔、整理整頓に努めること。
- (5) 出勤したときは、直ちに出勤簿に押印すること
- (6) 退所にあつては、次の診療に支障のないように整理整頓し、火の元の点検、戸締り等に留意し退所すること。

(行為の禁止事項)

第13条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 診療所の物品を無断で持ち出すこと。
- (2) 診療所の風紀、秩序を乱す行為をすること。
- (3) 職務上の事項又は診療所の不利益となる事項を他人に漏らすこと。
- (4) 職務を利用して自己の利益をはかること。
- (5) 診療所内で許可なく、宗教活動、政治活動又は業務に関係のない集会、文書の掲示等の行為をすること。
- (6) その他前各号に準じる行為をすること。

(出勤)

第14条 臨時職員が出勤したときは、出勤簿(別記様式2)に必要な事項を記入しなければならない。

(遅刻、早退及び外出の手続)

第15条 臨時職員の遅刻、早退及び外出は、遅刻・早退・外出届(別記様式3)により、あらかじめ

め局長の許可を得なければならない。ただし、やむをえない理由による場合は、事後速やかに届け出て許可を得なければならない。

(欠勤及び勤務の交替)

第16条 臨時職員は、やむをえない理由で欠勤するときは、欠勤届（別記様式4）により、あらかじめ届け出て、局長の許可を得なければならない。ただし、あらかじめ届出ができないときは、事後直ちに届け出なければならない。勤務交替届（別記様式5）も同様に届け出るものとする。

(賃金)

第17条 臨時職員には、有する資格及び勤務実績に応じて、局長が管理者の承認を得て決定した額の賃金を支給する。

(旅費)

第17条の2 臨時職員が業務のため旅行したときは、海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例（平成2年海部地区休日診療所組合条例第4号）別表第1に規定する給料表1級相当職として、海部地区急病診療所組合職員等の旅費に関する条例（平成2年海部地区休日診療所組合条例第5号）の規定を準用して旅費を支給する。

(時間外勤務手当)

第18条 臨時職員の時間外勤務手当は、海部地区急病診療所組合職員の計算方法により、第9条の表中休憩時間に満たない時間及び終業時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間当たりの賃金に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(加算)

第18条の2 年末年始に勤務した臨時職員には、第17条に規定する賃金に100分の150を乗じて得た額を支給する。

(支払方法)

第19条 賃金は、その全額を通貨で直接本人に支払わなければならない。ただし、臨時職員の申出があったときは、口座振替の方法により支払い、法令で定められたものは、賃金から控除することができる。

(支払日)

第20条 臨時職員の賃金は、月の初日から末日までの賃金を翌月の管理者が定める日までに支給するものとする。

(安全及び衛生に関する心得)

第21条 臨時職員は、安全及び衛生に関する関係法令及び局長の指示に従い、安全の保持、災害の防止及び衛生に関する必要な事項を守らなければならない。

(応急処置)

第22条 臨時職員は、火災その他非常災害を発見し、又はその危険があると知ったときは、応急の措置をとるとともに、直ちに関係者に報告し、互いに協力してその災害を最小限に止めるよう努めなければならない。

(病者の就業禁止)

第23条 局長は、臨時職員が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条に規定する疾病に該当する場合は、勤務をさせてはならない。

(災害補償)

第24条 臨時職員が職務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより補償を受けることができる。

(労働基準法その他の法令の適用)

第25条 臨時職員の勤務条件等に関する事項については、この規程に定めるもののほか、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に管理者が定める。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月1日訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の海部地区休日診療所組合臨時職員規程は、平成10年4月1日より適用する。

附 則 (平成15年2月24日訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月1日訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月8日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月7日訓令第1号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日訓令第2号)

この訓令は、平成27年12月21日から施行する。

別記様式1 (第3条関係)

雇用通知書

年 月 日	
殿	
事業場名称 海部地区急病診療所組合 所在地 津島市莪原町字郷西37番地 使用者職氏名 海部地区急病診療所組合 管理者 印	
契約期間	1 期間の定めあり (年 月 日～ 年 月 日) 2 契約の更新 (有) 3 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・組合の経営状況 ・従事している業務の進捗状況
就業の場所	津島市莪原町字郷西37番地
従事すべき業務の内容	
勤務日・始業 ・終業・休憩時間	
賃金	1 基本時間給 円 2 割増賃金率 ① 臨時職員の時間外勤務手当は、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。 ② 時間外勤務手当の額は、勤務1時間当たりの賃金に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。 ③ 年末年始に勤務した臨時職員には、基本時間給に100分の150を乗じて得た額を支給する。 3 賃金支払日等 ① 臨時職員の賃金は、月の初日から末日までの賃金を翌月の管理者が定める日までに支給するものとする。 ② 賃金は、その全額を通貨で直接本人に支払わなければならない。ただし、臨時職員の申出があったときは、口座振替の方法により支払い、法令で定められたものは、賃金から控除することができる。 4 昇給 有 (契約更新時に組合が定める条件を満たした場合に、組合が定める額) 5 賞与 (無) 6 退職金 (無)
退職に関する事項	1 定年制 (無) 2 継続雇用制度 (有) 3 自己都合退職の手続 (退職する 2週間以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 ① 勤務態度が不良で、改善の見込みがないと認めるとき。 ② 業務の縮小その他業務上やむをえない理由があるとき。 ③ 臨時職員の解雇制限及び解雇の予告については、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定が準用されるものとする。
その他	1 社会保険の加入 (無) 2 雇用保険の適用 (無) 3 労災保険 (有) 4 この通知書に記載されていないことについては、海部地区急病診療所組合臨時職員規程による。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式4 (第16条関係)

平成 年 月 日

欠 勤 届

海部地区急病診療所
事務局長 殿

職 氏名 印

このことについては、平成 年 月 日 () 時 分から 時 分までの勤務につ
きましては、 により職務につくことができませんので、よろしくお取り計らいくだ
さい。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

